組合員資格得喪通知書

元荒川土地改良区理事長 様

土地改良法第44条第1項により通知します。

通知年月日						令	和	年		月		日		
資格得喪年月日							令	令和 年		月		日		
得喪の原因 (○で囲む)		1		2		3			4		5		6	
		耕作権移転		所有権移転		合意解約			交 換		経営移譲		相 続	
喪失組合員	住 所	₹	_					·						
	フリガナ													
	氏 名													
	生年月日		大・昭・平	年	月	Ħ			歳	TEL		()	
取得組合員	住 所	₸	_											
	フリガナ													
	氏 名									性 男	別女	続柄		
	生年月日	J	大・昭・平	年	月	日			歳	TEL		()	
該当する市 (○で囲む)		蓮田市		さいたま市		节		• 春日剖		3市 •		越谷市		
	市区	大 字		字。		•丁目			地 番		地目 地積	地積(:	m²)	備考
土														
地														
0														
所														
在														
							_							

- ※ 台帳面積の一部を移動する場合は、備考欄に元の台帳面積を記入してください。
- ※ 1筆の土地に対して何人にも移動する場合は、取得組合員を別紙に作成し、押印の上割り印してください。
- ※ 賦課金は、4月1日現在の土地改良区土地原簿の記載に係る土地所有者に送付されます。
- ※ 土地改良法第43条の規定に基づき、新資格者が権利義務を承継することから、上記土地に係わる滞納賦課金 なども承継することになります。(詳細は、裏面をご覧ください)

土地改良区	年月日	ソリマチ	備考		
使 用 欄					

組合員資格得喪通知書を提出される方へ

土地改良法第43条の規定に基づき、新資格者が権利義務を承継する ことから、対象となる土地に滞納賦課金がある場合については、滞納金も 承継することになります。

土地改良法 第43条(権利義務の承継及び決済)

土地改良区の組合員が組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の全部又は一部についてその資格を喪失した場合には、その者がその土地の全部又は一部について有するその土地改良区の事業に関する権利義務は、その土地の全部若しくは一部についての権利の承継又は第3条に規定する資格の交替によってその土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得した者に移転する。

2 土地改良区の組合員が、組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の全部又は一部 についてその資格を喪失した場合において、前項の承継又は第3条に規定する資格の交 替がないときは、その者及び土地改良区は、その土地の全部又は一部につきその者の有 するその土地改良区の事業に関する権利義務について必要な決済をしなければならない。

土地改良法 第44条(組合員の資格得喪の通知義務)

土地改良区の地区内の土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得し、又は喪失した者がある場合には、その者は、その旨をその土地改良区に通知しなければならない。

2 前項の当事者は、同項の規定による通知があるまでは、当該資格の得喪をもって第三者に対抗することができない。

《お問い合わせ先》 元荒川土地改良区 財務課 窓 048(799)0799